

# 令和7年度 学校いじめ防止基本方針

米沢市立万世小学校

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校では、すべての子どもの尊厳を保持するため、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (定義)

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び教職員の責務)

いじめがなく、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本的な事項

### (1) 基本施策

#### ① いじめ防止に向けた取り組み

- ア 児童に培う力(自尊感情・思いやり、共感・尊重する態度、ストレス対応等)の育成
  - ・自尊感情が育まれる学校生活、学級、授業づくり(ソーシャルスキル等の活用)を進める。
  - ・弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさない、「いじめは許さない子ども」を育てるため、組織的に取り組む。
  - ・一人ひとりを大切に「わかる・楽しい授業づくり(ユニバーサルデザイン等の視点を生かした)」を進め、子どもの不安や劣等感などの過度なストレスをつくらない。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者、PTA並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する児童主体の「あいさつ運動」など、自主的な児童会の取り組みを支援する。
- エ 教員が児童に向き合える環境をつくり、信頼で結ばれた人間関係を築く。
- オ いじめ防止の啓発活動として、人権の花活動、地域人材を生かした人権講話等を実施する。

#### ② 「いじめの防止等の対策のための組織」(いじめ防止対策委員会)の設置

校長、教頭、教務主任、生活支援部長、教育相談担当、養護教諭を基本とする。

ア いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実行的に行う。

イ いじめ防止対策に関する研修計画を策定し、職員の資質向上を図る。

#### ③ 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒への対応

インターネットを通じて行われるいじめや、発達障がいや性同一障がい等の障がいを持つ児童、外国人、被災児童及びコロナ感染者等への差別的態度等を無くし、すべての児童が生き生きと学校生活を送ることができるように、情報モラル教育等の啓発活動をPTAと連携して行う。

#### ④ 学校評価における留意事項

いじめの実態把握、いじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に「いじめ防止等に関する学校の対応について」を加え、適正に自校の取り組みを評価し改善を図る。

## (2) いじめ防止、及び発生時の対応

### ① 未然防止、及び早期発見に向けて

#### ア 教職員の児童理解といじめを見逃さない日常の観察

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くした体制の確立

- (ア) 教職員相互による積極的な児童の情報交換や共有（週1回の児童を語る会の開催）
- (イ) 休み時間や放課後の雑談中などでの児童の様子（子どもと向き合う時間の確保）
- (ウ) 自学ノートや生活カード等の日記等の活用
- (エ) 担任による交友関係の把握と個人面談、家庭訪問の実施（随時）

#### イ いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- (ア) 児童、保護者対象いじめアンケート 年2回（6月・11月）
- (イ) アセス 年2回（6月・11月）
- (ウ) 教育相談（「ふれあい週間」の実施） 年2回（6月・11月）

#### ウ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談・通報を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- (ア) いじめ相談・通報窓口の設置（生活支援部長）
- (イ) 子どもふれあいサポーターによる支援
- (ウ) 七中スクールカウンセラーの活用（小中連携事業）

### ② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行い、生活支援部長（教頭）を中心としたチーム（いじめ防止対策委員会）を編成して解決にあたる。

イ いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせる。また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援並びに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ 児童には担任が、保護者には生活支援部長と担任（学年主任）が中心となって対応する。また、面談を持つ場合は、状況に応じて教頭を加えて複数で対応する。

エ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられることを最優先し、必要な場合は、その保護者と連携を図りながら、別室学習や出席停止等の措置を講ずる。

オ いじめの解決に向けた対応や情報が保護者と共有できるよう、連絡を密にしていく。

カ 犯罪行為として取り扱われるべき、いじめについては市教育委員会及び米沢警察署等と連携して対処する。また、速やかな解決が難しい場合は、PTA会長、コミセン館長、主任児童員、駐在所長を交え、必要に応じて学校医、SSW等を加え、いじめ対策委員会を拡大した組織で対応する。

キ いじめの解消している状態は次の条件が満たされているものとし、解消に至るまでは、いじめを受けた本人及びその保護者を守り通し、その安全・安心を確保する。

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）と、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・その際、本人及びその保護者から心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。